事務連絡

令和２年９月７日

指定居宅サービス事業者

指定介護予防サービス事業者　様

東京都福祉保健局

高齢社会対策部介護保険課長

介護サービス事業者の運営法人の変更に係る取扱いについて

平素より東京都の高齢者福祉行政の発展に協力いただきありがとうございます。

昨今、東京都では株式会社等の法人の合併や分割等による介護サービス事業所の運営法人の変更に関する御相談を数多くいただいております。

運営法人（法人格）を変更する場合の留意点について、別紙のとおり記しましたので、今後運営法人の変更を予定されている事業者の皆さまは、十分にご確認・ご検討いただいた上、各種手続きを行っていただきますようお願いします。

（担当）

東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課介護事業者担当

（電話）０３－５３２０－４５９３

別紙

運営法人の変更に係る指定申請手続きにおける留意点

介護サービス事業所の運営法人（法人格）が変更となる場合、旧運営法人の事業所についての廃止手続きを行うと同時に、新運営法人が新規指定申請手続きを行う必要があります。

東京都の場合、指定予定月の前々月15日を目途に指定申請書類を郵送することになっておりますが、指定申請の要件として**申請者が法人であること**が定められているため、登記申請等しておらず法人格を有さない状態では指定申請を受け付けることができません。したがって、法人の合併・分割等に伴う指定申請手続きが法人の希望どおりのスケジュールで進まない可能性がございます。

運営法人の変更を予定されている事業所の皆さまにつきましては、早い段階から申請窓口である東京都福祉保健財団に御相談いただいた上で、申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

※参考：東京都　介護保険法施行条例（平成24年条例第116号）　一部抜粋

第三条　法第七十条第二項第一号に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請については、この限りでない。

**＜新規指定スケジュール＞**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 指定４ヶ月前 | 指定３ヶ月前 | 指定前々月前 | 指定前月 | 指定月 |
| 申 請 |  | 新規申請、受付期間  15日頃  までに郵送 |  | 審査期間 | 指定 |
| 研 修  指定前研修申込期間 |  | **指定前研修**  毎月15日前後に  開催予定 | 月末  補正完了期限（厳守）  提出書類の  外形審査 |  |  |

※旧運営法人の事業所に係る廃止届についても忘れずに提出いただくようお願いします。